

〔指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所〕
栗山赤十字病院(栗山赤十字訪問看護ステーション)運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する栗山赤十字訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、高齢者及び難病患者、ならびに要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等(以下「要介護者等」)に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 栗山赤十字病院(栗山赤十字訪問看護ステーション)
- 二 所在地 夕張郡栗山町朝日3丁目2番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込にかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- 二 看護師等
看護師 1名(常勤職員・管理者兼務)
看護師 2名以上(常勤専従)
看護師 1名以上(非常勤兼務)

看護師は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び5月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 三 利用者やその家族からの電話相談、緊急訪問は営業時間内の対応とする。

(介護予防)訪問看護の内容

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 老人保健法及び健康保険法による指定訪問看護を提供したときは、基本利用料として、老人保健法に規定する基本利用料及び健康保険法等に定める自己負担金の支払いを受けるものとする。

3 基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

- 一 第5条第1項(1)および(2)で定めた営業日、営業時間外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする)
- 二 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合(介護保険利用者・医療保険利用者)
- 三 訪問看護と連続して行われる死後の処置

四 第9条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費

五 訪問看護サービスの利用中止について、連絡なく訪問予定時間に不在であった場合のキャンセル料

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(自署)を受けることとする。

(領収書の交付)

第8条 利用料の支払を受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、栗山町の区域とする。栗山町以外からの依頼については相談に応じて対応する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第14条 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

一 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。

二 委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

三 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等について)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(社会情勢及び天災)

第16条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合がある。

2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーション

の業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が知りえた個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は関係機関と栗山赤十字病院訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規則は、令和5年12月1日から施行する。